

広情個審第100号

令和2年1月31日

広島市教育委員会 御中

広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 田邊 誠

公文書部分開示決定及び公文書不開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成28年9月30日付け広市教総第71号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

（諮問第177号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成28年9月30日付け広市教総第71号の諮問事案（諮問第177号事案）

平成28年6月30日付けの公文書開示請求に対し、①広島市教育委員会（以下「実施機関」という。）が同年7月28日付け広市教総第51号で行った公文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）に対する同年8月2日付け審査請求及び②実施機関が同年7月28日付け広市教総第52号で行った公文書不開示決定（以下「本件不開示決定」という。なお、本件部分開示決定と本件不開示決定を合わせて以下「本件各決定」という。）に対する同年8月2日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関が、上記の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った本件各決定は妥当である。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書における主張は、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、全てを開示せよ。

(2) 審査請求の理由

開示しない理由はいずれも不当である。

ア 通報者の個人情報の保護は公益通報制度のかなめであり、弁護士によって十分配慮されており、公開されても問題がないはずである。

イ 弁護士が匿名で公的事业に参加できない。

また、それによる不利益は受任した以上、受け入れるべきで非公開とする理由にならない。

ウ 通報担当者や関係者にせよ、本件の場合業務上のことであり、保護の対象とならない。

エ 知られると支障が出るような調査方法などを調査報告に書く必要はない。調査の結果だけが書かれているはずである。

また、他の内容については通報制度の妥当性の検証に必須であり、絶対に公開すべき事案である。非公開とすることは通報者の高貴な志を汚し、通報制度を傷つけるものである。

オ 以上から非公開の理由は全くない。

3 実施機関の主張

説明書における実施機関の主張は、次のとおりである。

実施機関の職員通報相談制度（以下「本件制度」という。）は、職員等が通報相談員（弁護士2名）に対し、職員の事務の執行に関する法令違反行為等について通報等を行うことができる制度であり、広島市教育委員会職員の通報等に関する要綱（以下「本件要綱」という。）に基づいて運営しているものである。

請求人は、本件制度における特定の通報（以下「本件通報」という。）に係る関連書類一切についての公文書開示請求を行い、それに対して実施機関が行った本件各決定について本件各審査請求を行っているが、次のとおり、その主張はいずれも失当であり、本件各決定に違法又は不当な事由は認められず、本件各審査請求は理由がないので、速やかに棄却されるべきである。

(1) 通報者の個人に関する情報について

ア 請求人は、通報者の個人情報の保護は公益通報制度の要であり、弁護士によって十分配慮されており、公開されても問題がないはずである旨主張する。

イ しかしながら、本件要綱第6条第2項において、「通報相談員は（中略）当該通報の概要及び当該通知の内容を教育委員会に報告しなければならない。この場合において、通報者の氏名その他通報者が特定される情報については、通報者の同意を得た場合に限り、これを報告するものとする。」と規定しており、本件通報において通報相談員は、同項後段の規定に基づき、通報者の同意を得た上で、通報者の氏名その他通報者が特定される情報を含めて実施機関に報告していることから、本件各決定に係る公文書には、条例第7条第1号に該当する情報が含まれている。

ウ なお、通報者の氏名等のもとより、通報者であるからこそ知り得る情報、入手し得る資料などの通報者と密接な関連を有する情報についても、通報対象者や関係者にとっては、通報者を推知することが可能な情報であり、その一部であっても公にすることにより、通報者を識別でき、又は通報者の権利利益を害するおそれがあると認められることから、通報者の個人に関する情報は、条例第7条第1号に該当する。

エ また、通報者の個人に関する情報は、その一部であっても公にすると、上記ウのおそれにより将来の通報者が通報をちゅうちょするといった事態が生ずる蓋然性が高く、そうすると法令違反行為等の発見が困難になって本件制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第7条第3号にも該当する。

オ 以上のことから、通報者の個人に関する情報は不開示情報に該当するものであり、公開されても問題がないという請求人の主張は失当である。

(2) 本件通報を担当した弁護士の氏名等について

ア 請求人は、弁護士が匿名で公的事業に参加できない、また、それによる不利益は受任した以上、

受け入れるべきで非公開とする理由にならない旨主張する。

イ しかしながら、特定の通報を担当した通報相談員である弁護士が誰であるかという情報は、当該弁護士の事業に関する情報であって、公にすることにより当該通報について市民等から直接問合せや働きかけを受けるなど、当該弁護士の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められることから、条例第7条第2号に該当する。

ウ また、特定の通報を担当した通報相談員である弁護士が誰であるかという情報は、これが公にされることとなれば、それを前提として、当該弁護士が本件制度を運営するに当たり、率直な意見を述べることをちゅうちよするといった事態が生ずる蓋然性が高く、そうすると法令違反行為等の事実認定やその評価が適正になされず、本件制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例第7条第3号にも該当する。

エ 以上のことから、特定の通報を担当した通報相談員である弁護士が誰であるかという情報、すなわち本件通報を担当した弁護士の氏名等是不開示情報に該当するものであり、請求人の主張は失当である。

(3) 通報対象者等の個人に関する情報について

ア 請求人は、通報担当者や関係者にせよ、本件の場合業務上のことであり、保護の対象とならない旨主張する。

イ これは本件通報の通報対象者や、その調査に協力した関係者の個人に関する情報について、不開示情報の例外を定める条例第7条第1号エ「当該個人が公務員等(中略)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当するとして、開示すべきであると主張しているものと解せられる。

ウ しかしながら、まず、通報対象者の個人に関する情報について、たとえ本件通報の内容が業務上のことであったとしても、法令違反行為等という懲戒処分等を受ける可能性のある通報の対象になったということ自体は、通報対象者の職務の遂行に係る情報というより、身分上の情報であり、上記アの不開示情報の例外には当たらない。

エ また、関係者の個人に関する情報については、前記(1)ウと同様に、通報者を推知することが可能な情報であり、通報者(又は通報対象者)を識別でき、又は通報者の権利利益を害するおそれがあると認められることから、条例第7条第1号に該当する。

オ さらに、どの範囲の職員を調査の対象とするかについては、調査手法に関する情報ともいえ、公にすることにより将来の通報対象者に調査対策の手がかりを与えることになり、又は通報対象者や関係者が調査に協力することをちゅうちよするなどし、その結果、法令違反行為等の発見やその正確な事実の把握を困難にさせ、本件制度に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、関係者の個人に関する情報は、条例第7条第3号にも該当する。

カ 以上のことから、通報対象者等の個人に関する情報は不開示情報に該当するものであり、請求人の主張は失当である。

(4) 調査手法について

- ア 請求人は、知られると支障が出るような調査方法などを調査報告に書く必要はない、調査の結果だけが書かれているはずである旨主張する。
- イ しかしながら、本件要綱第9条第1項において、通報相談員は、調査の結果を実施機関に報告する際、通報内容が事実であると確認できた場合には、その内容を証する資料を提出し、是正措置等を併せて報告するものとされている。また、通報内容が事実であると確認できなかった場合でも、調査の結果はもとより、その履行確認のためにも、調査内容は報告されるべきものである。
- ウ よって、通報相談員の調査報告書には、単に調査の結果だけが記載されているわけではないのであり、請求人の主張は失当である。

(5) 他の内容について

- ア 請求人は、他の内容については通報制度の妥当性の検証に必須であり、絶対に公開すべき事案である、非公開とすることは通報者の高貴な志を汚し、通報制度を傷つけるものである旨主張する。
- イ しかしながら、本件各決定に当たっては、条例の規定に照らし、適正に判断を行っており、本件制度の妥当性の検証のために公開すべきという請求人の主張は、独自の見解にすぎず、失当である。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に即して検討した結果、以下のとおり判断する。

なお、本件部分開示決定の対象となる公文書は別表の本件公文書1であり、本件不開示決定の対象となる公文書は別表の本件公文書2及び本件公文書3である。

(1) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書きは、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号本文は、不開示情報として、「個人に関する情報（中略）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定している。

ただし、第7条第1号ただし書きの規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

- ア 法令の規定により、何人でも閲覧することができる情報
- イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 条例第7条第2号の規定について

条例第7条柱書きは、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第2号本文は、不開示情報として、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの」と規定している。

ただし、第7条第2号ただし書きの規定により、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は不開示情報から除くこととされている。

(3) 条例第7条第3号の規定について

条例第7条柱書きは、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第3号は、不開示情報として、「市の機関又は国等（中略）が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

(4) 本件公文書1について

ア 当審査会が見分したところ、本件公文書1のうち不開示とされた部分には、通報内容、通報相談日、起案文書の起案日・決裁日・施行日・管理番号が記載されている。

通報内容には、通報者であるからこそ知り得る情報、入手し得る資料などの通報者と密接な関連を有する情報が含まれていることから、これを公にすると、その他の情報と照合することにより、通報者が特定される可能性がある。

また、通報相談日や起案文書の起案日等の情報を公にすると、その他の情報と照合することにより、通報者が特定される可能性がある。

以上のことから、これらの情報は条例第7条第1号の規定に該当する。

イ また、本件公文書1のうち不開示とされた部分には、上記のほか、公益通報相談員である弁護士の氏名、電話番号、FAX番号や、弁護士の意見等が記載されている。

これらの情報は、公にすると弁護士が特定され、通報について市民等から直接問合せや働き

かけを受けるなど、当該弁護士の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められることから、条例第7条第2号の規定に該当する。

ウ さらに、本件公文書1のうち不開示とされた部分には、通報内容に関する情報や、弁護士の調査報告内容、調査に関する資料、弁護士の提言内容、実施機関の対応方針が記載されている。

通報内容に関する情報は、市の機関である実施機関が行う調査事務に関する情報であって、公にすることにより、通報者を推知することが可能となることから、将来の通報者が通報をちゅうちょするといった事態が生じ、法令違反行為等の発見が困難になるなど、調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから、条例第7条第3号の規定に該当する。

また、弁護士の調査報告内容等は、市の機関である実施機関が行う調査事務に関する情報であって、公にすることにより、将来の通報対象者に調査対策の手がかりを与えたり、通報対象者や関係者が調査に協力することをちゅうちょするなどの事態が生じ、法令違反行為等の発見が困難になるなど、調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから、条例第7条第3号の規定に該当する。

エ 以上のことから、実施機関が本件公文書1について行った本件部分開示決定は妥当である。

(5) 本件公文書2及び本件公文書3について

ア 本件公文書2は通報の受理に係る報告書、本件公文書3は通報に対する調査に係る資料であり、当審査会が見分したところ、実施機関が行った調査内容やその結果が詳細に記載されている。

このような情報を公にすると、将来の通報者が通報をちゅうちょするといった事態が生じ、法令違反行為等の発見が困難になったり、実施機関が行う調査の手法や範囲及び経過が明らかとなり、将来の通報対象者に調査対策の手がかりを与えたり、通報対象者や関係者が調査に協力することをちゅうちょするなどの事態が生じ、法令違反行為等の発見が困難になるなど、調査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められることから、条例第7条第3号の規定に該当する。

イ また、本件公文書2及び本件公文書3には、上記のほか、通報者等の個人に関する情報や本件通報のあった弁護士の事業に関する情報が記載されているが、これらの情報は条例第7条第1号及び第2号の規定に該当する。

ウ 以上のことから、実施機関が本件公文書2及び本件公文書3について行った本件不開示決定は妥当である。

(6) 請求人の主張について

ア 請求人は、通報担当者や関係者にせよ、本件の場合業務上のことであり、保護の対象とならない旨主張する。

この主張は、本件通報の通報対象者や、その調査に協力した関係者の個人に関する情報について、不開示情報の例外を定める条例第7条第1号エ「当該個人が公務員等（中略）である場

合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」に該当するとして、開示すべきであると主張しているものと解せられるが、通報対象者の個人に関する情報について、たとえ本件通報の内容が業務上のことであったとしても、法令違反行為等という懲戒処分等を受ける可能性のある通報の対象になったということ自体は、通報対象者の職務の遂行に係る情報というより、身分上の情報であり、上記エの不開示情報の例外には当たらない。

イ 請求人は、弁護士が匿名で公的事業に参加できない、また、それによる不利益は受任した以上、受け入れるべきで非公開とする理由にならない旨主張する。

しかしながら、特定の通報を担当した通報相談員である弁護士が誰であるかという情報は、当該弁護士の事業に関する情報であって、公にすることにより当該通報について市民等から直接問合せや働きかけを受けるなど、当該弁護士の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められることから、この情報は条例第7条第2号の規定に該当する。

ウ 請求人は、知られると支障が出るような調査方法などを調査報告に書く必要はなく、調査報告には調査の結果だけが書かれているはずであると主張する。

しかしながら、当審査会が見分したところ、本件公文書2及び本件公文書3には調査方法に関する情報も記載されており、この情報は条例第7条第3号の規定に該当する。

エ 請求人は、調査方法以外の内容については通報制度の妥当性の検証に必須であり、絶対に公開すべき事案である。非公開とすることは通報者の高貴な志を汚し、通報制度を傷つけるものであると主張する。

この主張は、条例第9条の「実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第4号の情報を除く。）が記載されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」との規定に基づき、調査方法以外の不開示情報の裁量的開示を求めるものと解されるが、実施機関が、本件制度の目的や実施手法等に照らして、当該情報を公益上特に開示する必要がないと判断したことは妥当である。

(7) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

	公文書の件名
本件公文書 1	決裁文書「調査報告書の受理について（通知）」
本件公文書 2	通報の受理に係る報告書
本件公文書 3	通報に対する調査に係る資料

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H 2 8 ・ 9 ・ 3 0	広市教総第 7 1 号の諮問を受理 (諮問第 1 7 7 号で受理)
R 1 ・ 5 ・ 3 0 (第 1 回審査会)	第 3 部会で審議
R 1 ・ 6 ・ 2 7 (第 2 回審査会)	第 3 部会で審議
R 1 . 1 0 . 2 4 (第 3 回審査会)	第 3 部会で審議
R 1 . 1 1 . 2 8 (第 4 回審査会)	第 3 部会で審議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第3部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
浅 利 陽 子	弁 護 士
古 川 竜 彦	中国新聞社論説委員室副主幹
山 田 健 吾 (部会長)	広島修道大学法学部教授